



建物の塗替費用

今年は台風が話題になる年ですね。備えあれば憂いなし。老朽化した建物への手当もその1つでしょうね。

Q 建築してから10数年経過している建物の外装の汚れが目立ってきたので、**ペンキの塗替え**をすることとなりました。

長期間経過してからの塗装工事となりましたので、その費用は相当多額になりますが修繕費として損金に算入することはできますか。

A

固定資産の修理、改良等のために支出した金額は、その固定資産の利用価値を高めたり、または利用できる期間が伸びる効果がある場合には、**資本的支出**とされその支出した金額は固定資産として計上することとなります。

しかし実際に資本的支出に当たるか修繕費に当たるかの区別については、実務上、**判定が困難**なことが少なくありません。

しかし、次に掲げるようなことのために支出した金額は、資本的支出と修繕費の区分計算をしないで、その**全額を修繕費**と認めるものとされています。

- (1) 家屋又は壁の塗替
- (2) 家屋の床の毀損部分の取替
- (3) 家屋の畳の表替
- (4) 毀損した瓦の取替
- (5) 毀損したガラスの取替又は障子、襖の張替
- (6) ベルトの取替
- (7) 自動車のタイヤの取替

ただし、自己の使用に供する等のため他から購入した固定資産について支出した金額又は現に**使用していなかった資産について新たに使用するために支出した金額**は修繕費とはならないこととされていますので、注意が必要です。